

令和8年川南町教育委員会第7回定例会会議録

1 日 時 令和8年7月30日（木）午前9時30分～午前10時10分

2 会 場 川南町生涯学習センター2階委員会室

3 出席者 平野博康教育長、椎木祐司教育長職務代理者、栗山栄子委員、
日高美枝子委員、染川龍子委員

4 欠席委員

5 関係職員 川崎紀朗課長、島崎博英教育対策監、橋口実課長補佐

6 議 事

○教育長

ただ今から令和8年川南町教育委員会第7回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより椎木祐司委員を指名します。

○椎木委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

したがって、原案どおり承認することに決定しました。

日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。7月の報告事項でございます。主なものを報告します。5日日曜日に、町PTA研究大会及び家庭教育学級懇親ニュースポーツ大会が開催されました。町PTAの研究大会では、栗山委員が携帯電話やインターネットの親の対応ということで、ワークショップ型の講演をしていただいたところです。8日水曜日は、学校支援訪問が唐瀬原中学校で実施されました。本年度最後の学校訪問となりました。教育委員の皆様には、御参加いただきありがとうございます。16日木曜日に本年度から中学校3年生を対象にしたかわみなみ未来学がスタートしていますが、その学習の成果を発表する授業参観が国光原中学校でありました。唐瀬原中学校は2学期に行われる予定となっています。国光原中学校と唐瀬原中学校の発表を経て、最終的にはジュニア議会として町長等に提案することになっています。17日金曜日は、1学期終業の日ということで、現在夏休み期間中となっています。23日と24日の2日間で東京都板橋区立板橋第二中学校に視察に行かせていただきました。今後の設計において、教科センター方式という教室の配置を導入するかを検討するため、先進的な学校づくりを行っている板橋区を訪問してきました。29日、30日の2日間にわたって、小学校再編基本方針の保護者説明会を開催しています。昨日が唐瀬原中学校校区、本日が国光原中学校校区を行います。31日は国スポ実行委委員会の総会を予定しています。8月の予定となります。19日から27日にかけて、小学校再編住民説明会を自治公民館単位の6回開催する予定にしています。私からは以上です。次

に、課長お願いします。

○課長

町立小学校の再編に係る基本方針に係る説明会の開催についてであります。

保護者説明会を7月29日、本日30日の2日間開催します。また、住民説明会を8月

19日から27日にかけての6日間開催します。詳しくは、資料で御確認ください。

以上でございます。

○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

○椎木委員

8月5日に予定されている元気っ子夏休みキャンプ出発式とは、三大開拓地交流事業とは別物ですか。

○課長

別の事業になります。本年度の三大開拓地交流事業は、青森県十和田市が受入れ地となっていて、来年の1月を予定しています。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第１号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第１号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第４条第１項の規定により専決処分しました。専決第１号、第２号、第３号、第５号及び第６号は、「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」を同条第２項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第１号、第２号、第３号、第５号及び第６号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第３８条の規定により、県費負担市町村職員の任用及び休職について内申するものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第１号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第１号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第５報告第２号「専決処分の報告

及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第2号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第4号は、「川南町文化ホール図書館複合施設指定管理者選定委員会委員の委嘱について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第4号は、川南町文化ホール図書館複合施設指定管理者選定委員会設置要綱第3条第1項の規定により、委員の委嘱をするものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第6、議案第1号「川南町新中学

校設立推進委員会設置規則の一部改正について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第１号「川南町新中学校設立推進委員会設置規則の一部改正について」その提案理由を申し上げます。

この議案は、川南町新中学校設立推進委員会設置規則における会議の議事の可決要件が規定されていなかったため、記載のとおり新たに可決の要件を定めるものです。

なお、今回の全庁的な委員会設置規則等の見直しにつきましては、「会議の招集や成立要件、議決について規定されているか」ということと「委員会設置要綱等の中で委員長や副委員長に権限者（町長・副町長・教育長）が指定されている場合、その必要性に疑義のあるもの」という点に着目し、見直しが行われています。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第１号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第１号「川南町新中学校設立推進委員会設置規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。日程第７、議案第２

号「川南町部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインの策定について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第2号「川南町部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインの策定について」は、島崎対策監から御説明申し上げます。

○教育対策監

私より、「川南町部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（案）」について説明いたします。

1ページを御覧ください。本ガイドラインの趣旨は、教育委員会が主体となり、町の基本的な考え方、地域クラブ活動の具体的な認定要件、学校部活動の在り方などを示し、持続可能な環境を構築するために策定したものであります。

なお、本ガイドラインの対象は、町立中学校2校の生徒の活動となります。

次に、同じく1ページにあります、「部活動改革の基本的な考え方・方向性」についてであります。そこに改革の理念を示しておりますが、特に、「地域全体で子供たちを支える環境の構築」、「多様な生徒のニーズや興味・関心に応じた多種多様な体験・活動機会の確保」、「学校教育の質の維持・向上に専念できる環境づくり」を大切にしていまいります。

なお、1ページ下段には、取組の名称を整理しております。「地域展開」が、いわゆる地域クラブの活動のこと、地域連携は、学校部活動の枠組みの中で、部活動指導員や外部指導者といった人材配置、拠点校方式や合同部活動のこととして、整理してお

ります。

2 ページを御覧ください。改革の方向性について、具体的に説明いたします。まず、改革実行期間として、令和8年度から13年度までを設定しております。この期間に、段階的に進めてまいります。次に、平日・休日の取組方針についてであります。こちらについては、資料をご覧ください。

なお、改革を進めるにあたっての留意事項を示しておりますが、特に「生徒や保護者への丁寧な情報提供と説明の徹底」は、各中学校と連携を図り、しっかりと行ってまいります。

2 ページ下段からは、地域クラブ活動の在り方と認定制度について示しております。

在り方のポイントは、部活動の「教育的意義の継承」と「新たな価値の創出」であります。また、地域クラブ活動は、あくまでも生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、こちらについても、学校部活動の考え方とは何ら変わるものではありません。

次に、認定制度についてであります。町教育委員会が具体的に要件を設定し、要件を満たした地域クラブを「認定地域クラブ活動」と呼称し、支援を行っていく制度であります。

3 ページを御覧ください。認定要件は7つの項目を設定しております。この項目をすべて満たす必要があります。なお、本町で設定している認定要件項目は、国、県と同じものを使用しております。認定までの手続きなどは、3 ページ中ほどに示してお

りますので、そちらを御覧ください。

4 ページを御覧ください。地域展開の円滑な推進にあたっての対応についてであります。基本的な考え方としては、特に、教育委員会だけでなく町の様々な部署も巻き込んで進めていくことが重要であると考えております。そのためにも、本ガイドラインも教育委員会、各中学校のみならず、町全体でも共有していかなければならないと考えております。

4 ページ中ほどに、各組織などの役割分担や課題への対応を整理しております。まだこれからの部分が多いのが実情ではありますが、今後取組の充実に向けて進めてまいります。

4 ページ下段、学校部活動の在り方についてであります。こちらにつきましては、各中学校において既に取り組まれているものをまとめたものになります。5 ページ中ほどまで大きく4点について示しております。

5 ページ、大会・コンクールの在り方についてであります。1と2の内容については、今後、中体連や各種競技団体、他の市町との連携・協議が必要になるものです。既に県内の地域クラブは中体連に出場しているなど、動き出しているところであります。情報収集をしっかり行い、最新の動向を示してまいりたいと考えております。

最後に、6 ページの関連する制度の在り方についてであります。3つのことを示しておりますが、こちらは県との調整等が今後も必要となってまいります。県からの通知や他の市町村の情報を適宜把握し、本町の取組につなげてまいります。説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○椎木委員

サッカーについて、町内、町外にクラブチームがありますが、町としてどのように認定していくのですか。

○教育対策監

前提として、クラブ（運営団体）から地域クラブの申請を受けて、町として対応することになります。町外のクラブから申請があった場合の対応は、今後検討していきますが、現時点では、町内のクラブが対象となると考えています。

○椎木委員

男女バスケットボール部が拠点校方式になると説明がありましたが、拠点校方式になると部活動指導員の数は減るのですか。

○教育対策監

減りません。

○日高委員

部活動指導員の報酬などはどうなっているのですか。今後地域クラブになった際、指導者の方はボランティアになるのですか。

○教育対策監

現在、部活動指導員は町会計年度任用職員として活動に当たっていただいています。週11時間の勤務で時給1562円の報酬を支払っています。今後地域クラブになった場合の報酬等については、他の自治体の状況等を参考に考えていきたいと思えます。

○染川委員

スポーツ及び文化芸術活動とあるが、文化芸術活動（例えば合唱）への対応はどうなりますか。

○教育対策監

現在、両中学校には吹奏楽部があり、国光原中には美術部があります。委員からありました合唱については、指導者の有無のこともありますが、子どもたちのニーズに応じて、今後開設する余地はあると考えています。

○椎木委員

クラブを立ち上げてからの認定になりますか、クラブを立ち上げる前に認定して活動を進めていくことになりますか。これまでボランティアで部活動等に携わっていた指導者もいますが、このような方は今後どうなりますか。

○教育対策監

組織として作った段階でこちらが認定していく流れが望ましいと考えています。指導者については、現在部活動指導員は町の会計年度任用職員としてお願いしており、今後地域クラブになると、先生方も兼職・兼業で指導者として参加できるようになります。

○栗山委員

町内の部活動指導員は、現在どの部活動に配置されているのか。

○教育対策監

唐瀬原中は女子バレー、女子バスケ、陸上、柔道に配置されています。国光原中は男子バスケ、女子バスケ、男子ソフトテニス、女子ソフトテニス、吹奏楽に配置されています。

○日高委員

クラブ運営に係る費用については、部費程度の金額を考えていますか。

○教育対策監

今後検討が必要になりますが、部費以外に部活動に支払われているであろう運営費あたりも考慮し、妥当な金額について考えていきます。地域クラブになれば、学校からの支援はなくなりますので、町として支援していくことも検討していきたいと考えております。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第2号「川南町部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインの策定について」は、原案のとおり可決

されました。日程第8、「その他」に入ります。まず、事務局から連絡等があればよろしくをお願いします。

○課長

ありません。

○教育長

教育委員の皆様から何かございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

他になれば次回定例会の日程についてお諮りします。今回は、8月27日としてよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、8月27日木曜日に行うことと決定しました。これで、令和8年第7回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和8年8月27日

川南町教育委員会 教育長

平野 博康

川南町教育委員会 教育委員

椎木 祐司